

知っておきたい著作権の基礎知識 – 社会人として、教員として –

講師：上治 信悟 氏(朝日新聞社ジャーナリスト学校ディレクター)

2019年、言語研究センターでは「言語と人権」に着目し、「著作権」をテーマとした講演会を企画しました。「著作権」は、アカデミックな領域で、大学教育の中で、授業で配布する教材や試験を作成する際に、私的生活時間の中でホームページなどを閲覧し引用する時に、あるいは文献や記事や作品を引用される場合に、だれもが否応なく関わらざるをえない身近な権利です。著作権遵守の重要性は、研究者として、教員として、平日頃から十分に意識し、日々学生にも伝えていることではありますが、いざ個別ケースについて詳細に検討しようとする、どの点が問題になるのか、どのような法的根拠があるのか、どこまで厳しく権利を主張することができるのか、あるいはどのような行為が著作権侵害にあたるのか、など、著作権について十分な知識を身につけているのかどうか、ふと不安になってしまうことがだれにでもあるのではないのでしょうか。

そこで、言語研究センターでは、朝日新聞社ジャーナリスト学校ディレクター上治信悟氏をお招きし、「知っておきたい著作権の基礎知識 – 社会人として、教員として –」というテーマでご講演いただきました。



上治氏は、朝日新聞社において著作権に関する部門で活躍されたご経験から、著作権の様々な局面について、専門的に法的根拠を示しつつ非常にわかりやすくご講演くださいました。まず「著作物」「著作者」の定義など基本概念について、次に「著作権侵害」「同一性保持権侵害」に該当するケース、しないケースの識別をご説明くださり、さらに「私的複製」「引用」における著作権の考え方、「教育機関における複製等」「試験問題としての複製等」など、実際の研究や教育、あるいは日常生活の身近場面で問題となる可能性があるケースの検討に至るまで、実に様々な問題を順序だてて分かりやすく、しかも法的根拠を随時示しつつお話くださいました。非常に複雑で多岐にわたる内容でしたが、テーマごとにクイズを用いて参加者が楽しく取り組めるように進めてくださったため、だれもが自分自身の身近な問題として著作権に関する知識を深めることができました。

著作物は著作者（創造する人）のものであり、それを第三者が無断で使うことは一種の侵害行為にあたる。一方、著作者は自分の創りだした著作物が広く流通し多くの人に知ってもらいたいとも望んでいる。このごく当たり前のふたつの事柄が時として折り合いがつかずに困難が生じる。そして非常にデリケートで複雑な問題となる。参加者は著作権の必要性について理解し、著作権に関する知識を持つことの重要性に関する認識を新たにすることができました。参加学生から、学校教育による教材の複製に関する具体的な質問があるなど、ひとりひとりが深く著作権について考える有意義な時間を持つことができました。

(富谷 玲子 文責)